（発注者用）

|  |
| --- |
| 印  紙  　　　 　工 事 請 負 契 約 書　　　　　 ㊞　　　　　　 ㊞  　第1条　発注者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者 （以下「乙」という。）は、浄化槽整備事業補助金の交付を受けて甲が行う浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。  第2条　この契約は、次に掲げる工事に適用される。  １．工事の場所  ２．工事の期間　　　　　年　　　月　　　日～　　　　年　　　月　　　日  　 ３．設置する浄化槽  　　 浄化槽法（昭和58年法律第43条）第4条第1項の規定による構造基準に適合しかつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率９０%以上・放水のBODが２０mg/i（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「浄化槽整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。）が適用される合併処理浄化槽にあっては国庫補助指針に適合するのをいう。  　工事請負代金及び支払方法  　 ４．請負金額　￥　　　　　　　　　　　　円  　 ５．支払方法　１．現金　　　　２．その他（　　　　　　　　　　　　　）  　第3条　乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。  　第4条　乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い、浄化槽設備士（　　　　　　　　　）に実地に監督させ、または自ら浄化槽設備士の資格を有して工事の実地に監督をしなければならない。  　第5条　甲及び乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。  　第6条　乙は、この契約履行について、工事の全部または大部分を一括して第三者に |

１

|  |
| --- |
| 委任し、または請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。  　第7条　乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び市町村長が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。  第8条　乙は、浄化槽法に係る屋外排水設備に関しても管理・監督の義務有するものとする。  第9条　甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、または工事着手を延期し、もしくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額または工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。  　２　本条による変更、延期、または中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。  第10条　乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。  第11条　工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。  第12条　乙は、工事のため第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負う。  　ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。  第13条　乙は、添田町が定める浄化槽整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。  第14条　甲は、工事が本契約の規定または第7条に定める基準に適合しないと認めるときは乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。  　２　甲は、浄化槽法第7条及び11条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対して、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代わる損害賠償を請求することができる。  　３　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。  第15条　瑕疵の修補または損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。 |

２

|  |
| --- |
| 第16条　次の各号の一に該当するときは、甲または乙は催告その他何等かの手続きを要せずこの契約を解除することができる。  （１）浄化槽の設置等の届け出その他の必要な手続きが受理されず、または認められないとき。  （２）工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。  ２　前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。  　第17条　甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。  　 ２　甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達成することができなくなったと認めるときは催告その他何等かの手続きを要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。  　第18条　次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等かの手続きを要せず、この契約を解除することができる。  　（１）第9条に基づき、工事が一時中止されまたは甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止または、着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。  　（２）甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったときまたは請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。  　（３）甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。  　　２　前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙に賠償するものとする。  第19条　乙の責帰すべき事由より、標記引渡期日（工期変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は甲は遅滞日数1日につき請負代金額の３０００分の１の違約金を請求することができる。  ２　甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の暇で日歩3銭割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。  第20条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。  以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自1通を保有する。 |

３

|  |
| --- |
| 年　　　月　　　日  　「甲　発注者」　住　　所  　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  　「乙　請負者」　住　　所  　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  　　　　　　　　　　　　　　　浄化槽工事業登録番号（　　　　　　　　　　　）  または届出番号（　　　　　　　　　　　） |

４